

# 建設工事安全管理講習会

令和2年度 全国安全週間スローガン

エイジフレンドリー職場へ！  
みんなで改善 リスクの低減

広島中央労働基準監督署

全国安全週間

令和2年7月1日(水)～同年7月7日(火)

準備期間

令和2年6月1日(月)～同年6月30日(火)

全国安全週間及び準備期間中の実施者の実施事項

経営トップの安全所信表明

関係者の意思統一  
安全意識高揚

安全パトロール

職場の総点検

安全旗掲揚, 標語掲示, 講演会等開催, 安全関係資料配布等,  
HP等を通じた自社安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場安全に関  
する文書送付, 職場見学等

家族の協力呼びかけ

緊急時措置に係る必要な訓練

「安全の日」の設定等

全国安全週間(準備月間・本週  
間)にふさわしい行事

実施者の継続的实施事項

## 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制  
の確立

安全衛生教育計画  
の樹立・安全衛生  
教育の実施

自主的安全衛生  
活動の促進

リスクアセスメント  
の実施

その他の取組

## 業種横断的な労働災害防止対策

転倒災害

交通労働災害

高年齢労働者,  
外国人労働者等

熱中症予防

## 建設業における労働災害防止対策

<一般的事項>

○墜落・転落災害防止, 手  
すり先行工法の積極的採  
用, フルハーネス型墜落  
制止用器具の積極的導  
入・適切使用

○職長・安全衛生責任者等  
への安全衛生教育実施  
○元方事業者による統括安  
全衛生管理, 関係請負人  
に対する指導実施

○請負契約における適切な  
安全衛生経費の確保

<復旧・復興工事>

○輻輳工事における適正な  
施工計画, 作業計画作成  
及びこれに基づく工事の  
安全実施

○一定の工事エリア内で複  
数の工事が近接・密集し  
て実施される場合, 発注  
者及び近接工事の元方事  
業者による工事エリア別  
協議組織の設置



## 「『キ』をつけろ。」とは？

災害発生現場で、「毎朝朝礼で、安全に作業しろ、『キ』をつけろと言っていた。」と聞くことがある。

『キ』は「気」だろうか。「気」は「気持ち」だから、被災した本人の不注意ということだろうか。

「『キ』をつけろ。」の『キ』は、

『機』⇒『器』⇒『気』

ではないだろうか。

災害発生状況を確認すれば、被災者が作業標準や職場・現場ルールを守っていなかったということもある。

しかし、事業者や現場代理人、作業主任者や職長が100%悪くないとは言えないし、被災者が100%悪いとも言い難い。

つまり、労働災害において、事業者や現場代理人、作業主任者や職長の責任が0%であるということは考え難いのである。

安全衛生は「ハード」と「ソフト」、「物」と「人」の両面で考える必要がある。

「気をつけろ。」の前に、「機をつけろ。」、「器をつけろ。」ではないかと思う。

まずは、安全衛生を確保するための機械(設備、安全装置等)や器具(治具含む。)を適切に設置しなければならないのではないか。

その次に、設置された機械や器具を適正に使用するため、労働者に対し、適切な操作方法、必要な点検や修理、清掃等に係る教育や指導を行わなければならないのではないかと思う。



# 労働災害発生状況(全国)

## 1 労働災害発生状況(確定値)

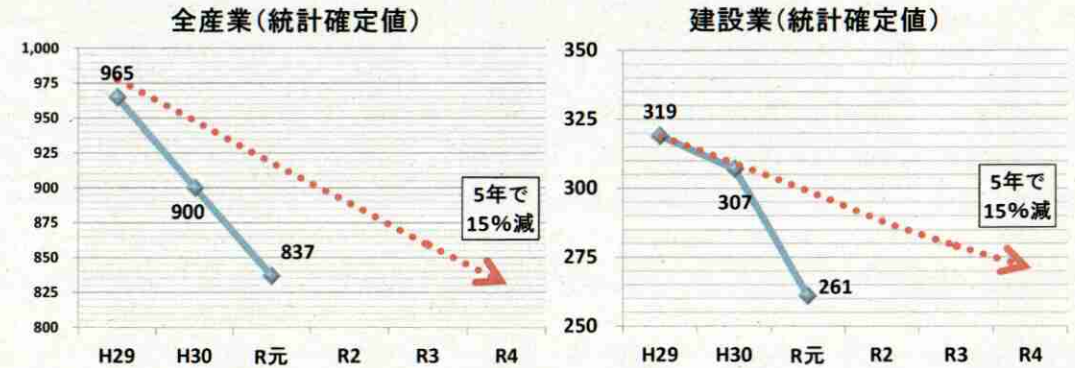


# 労働災害発生状況(全国)

## 2 死亡災害発生状況(確定値)

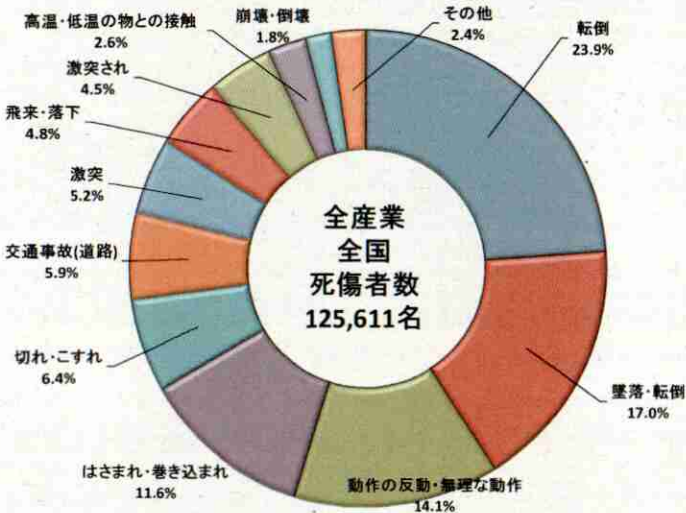
### 第13次労働災害防止計画に関する状況

【目標】令和4年(2022年)までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少



# 労働災害発生状況(令和元年全国)

## 3 全産業死傷災害発生状況(確定値)



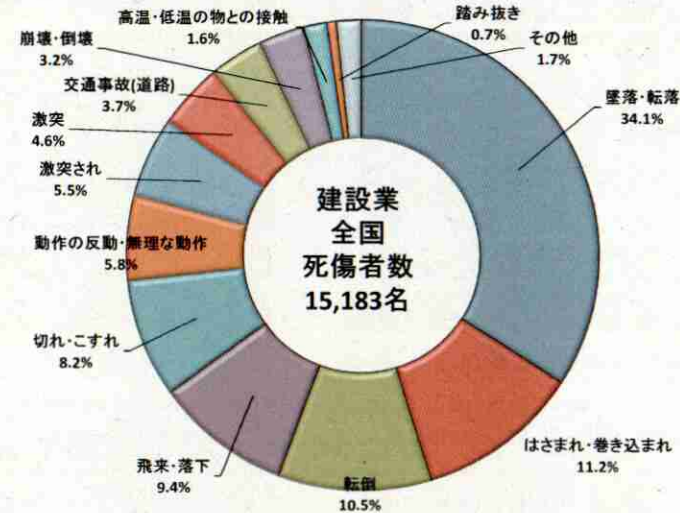
・死傷災害は「**転倒**」がもっとも多く、次いで「**墜落・転落**」,「**動作の反動・無理な動作**」である。

・上記3つの型で約55%を占める。

・「**転倒災害防止**」が重要な課題である。

# 労働災害発生状況(令和元年全国)

## 4 建設業死傷災害発生状況(確定値)



・死傷災害は「**墜落・転落災害**」がもっとも多く、次いで「**はさまれ・巻き込まれ**」,「**転倒**」である。

・「**墜落・転落災害**」の割合はほとんどかわらない。

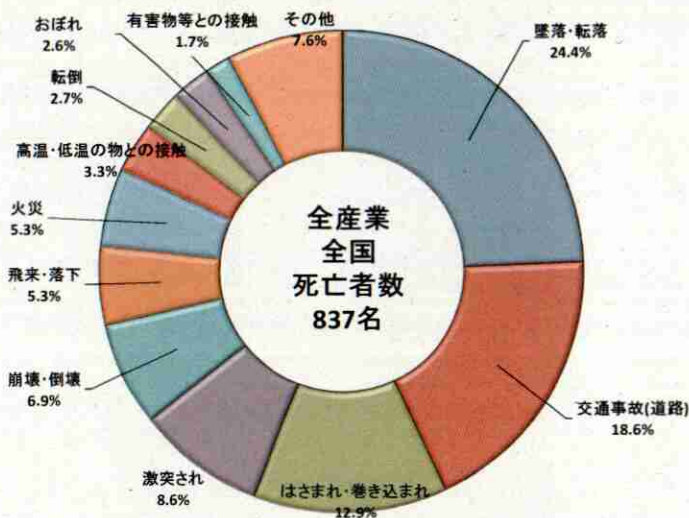
・本年も死傷災害については、「**墜落・転落災害防止**」が重要な課題である。



# 労働災害発生状況(令和元年全国)



## 5 全産業死亡災害発生状況(確定値)



・死亡災害は「**墜落・転落**」がもっとも多く、次いで「**交通事故(道路)**」,「**はさまれ・巻き込まれ**」である。

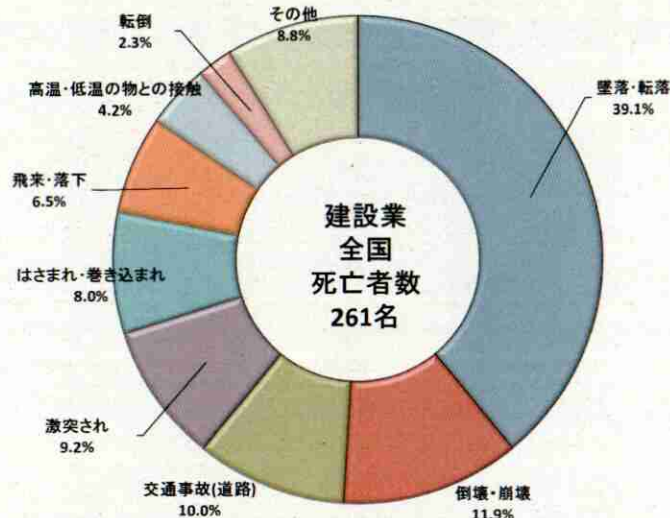
・上記3つの型で約**56%**を占める。

・「**墜落・転落災害防止**」が**重要な課題**である。

# 労働災害発生状況(令和元年全国)



## 6 建設業死亡災害発生状況(確定値)



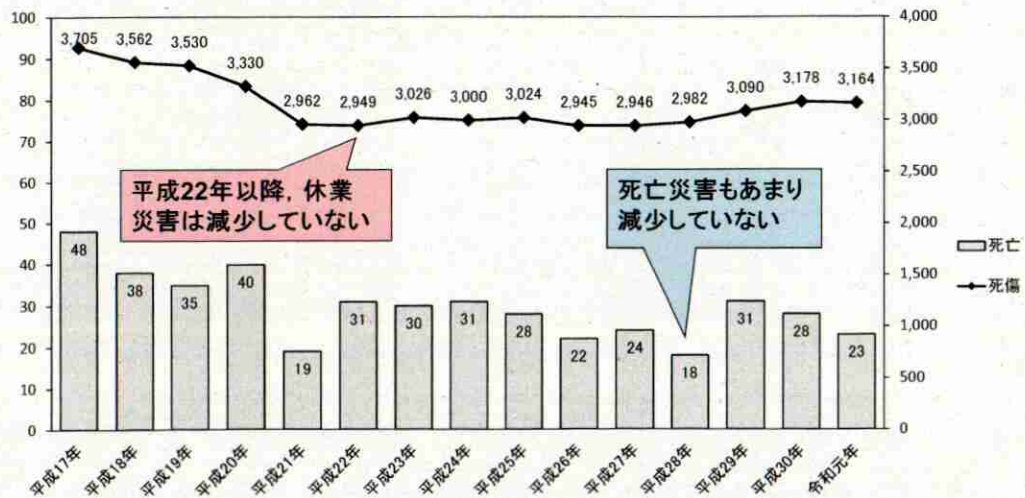
・死亡災害は「**墜落・転落**」がもっとも多く、次いで「**倒壊・崩壊**」,「**交通事故(道路)**」である。

・上記3つの型で約**60%**を占める。

・「**墜落・転落災害防止**」が**重要な課題**である。

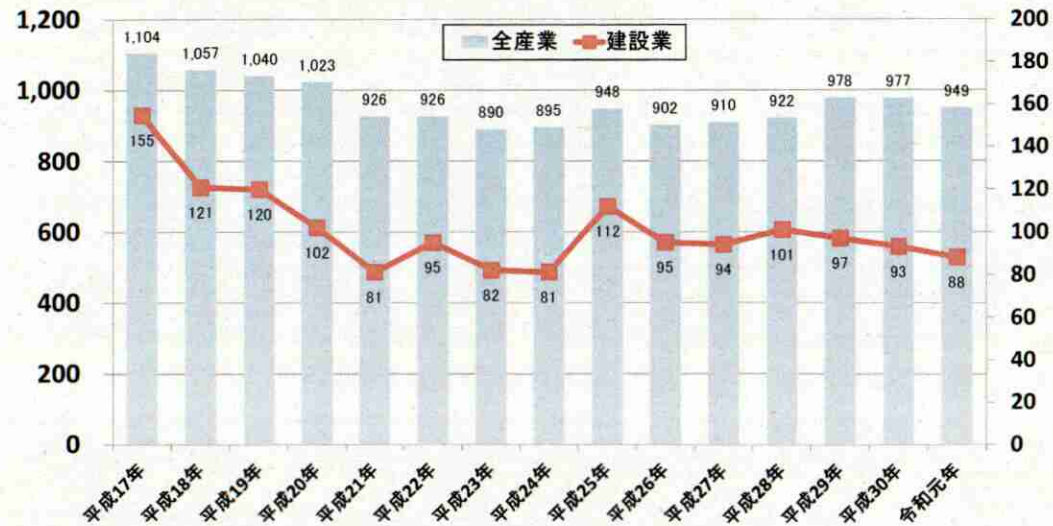
# 労働災害発生状況(広島労働局)

## 7 労働災害発生状況(確定値)



# 労働災害発生状況(広島中央労働基準監督署)

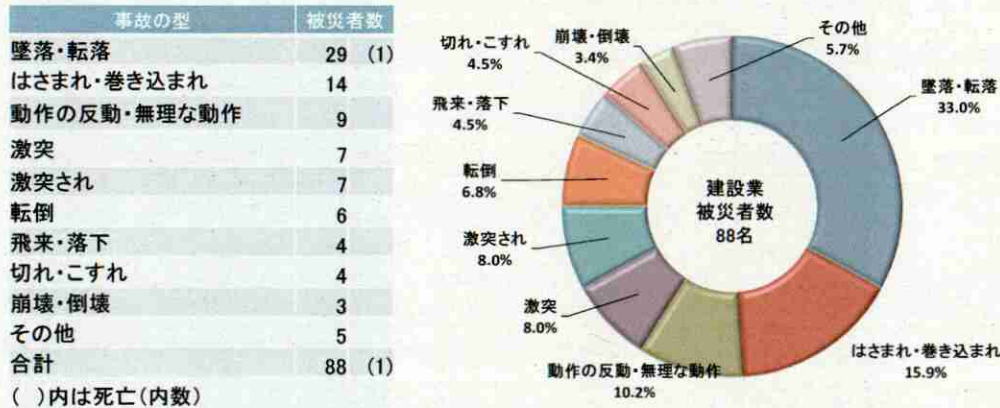
## 8 死傷災害発生状況(確定値)





## 労働災害発生状況 (広島中央労働基準監督署)

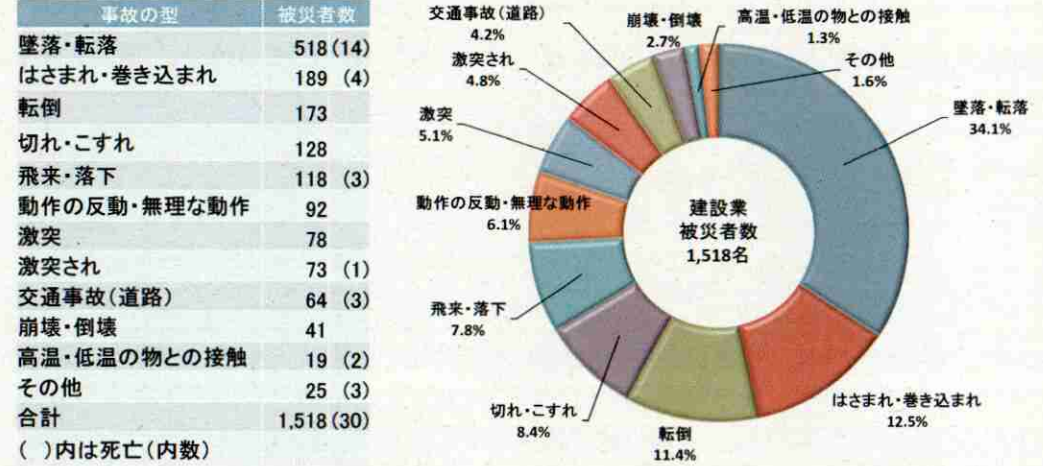
### 9 建設業災害発生状況 (令和元年)



墜落・転落は全体の33%、前年の36%から若干減少し、全国統計の34%よりも若干少ない状況である。  
 昨年に比べ、動作の反動・無理な動作、激突され、崩壊・倒壊が増加している。

## 労働災害発生状況 (広島中央労働基準監督署)

### 10 建設業災害発生状況 (平成17年～令和元年)



令和元年の墜落・転落の占める割合は33% (死亡災害では100%)、平成17年以降15年間で34.1% (死亡災害では46.7%)と割合が高い。  
 次いで、はさまれ・巻き込まれ、転倒となっている。

## 労働災害防止計画 (第13次労働災害防止計画)

<最終年目標> (最終年:2022年・令和4年)

### 厚生労働省

- 全産業
  - 死亡災害:平成29年と比較して15%以上減少(978人→831人)  
(965人→820人)
  - 死傷災害:平成29年と比較して5%以上減少(120,460人→114,437人)
- 建設業
  - 死亡災害:平成29年と比較して15%以上減少(323人→274人)  
(319人→271人)

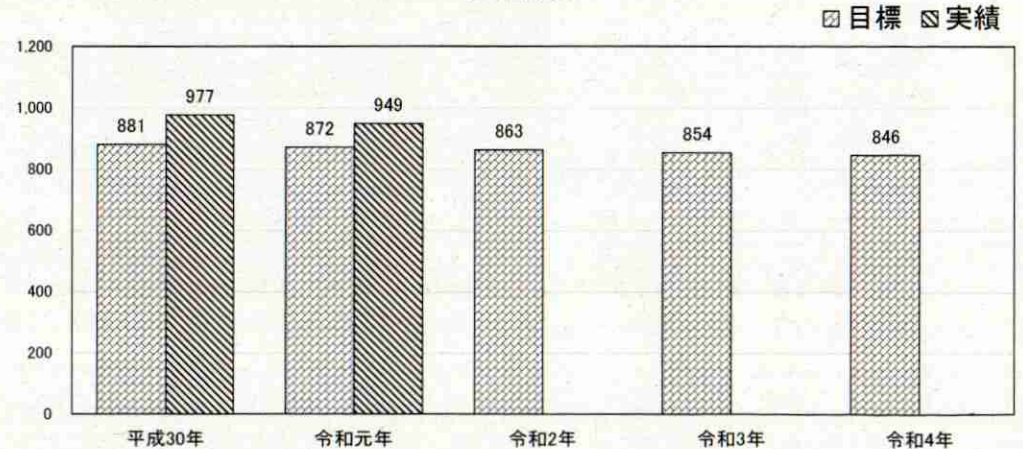
### 広島労働局広島中央労働基準監督署

- 全産業
  - 死亡災害:過去最少件数(平成28年2件)以下に減少
  - 死傷災害:過去最少件数(平成23年890件)の5%以上減少→846人
- 建設業
  - 死亡災害:過去最少件数(平成20年0件)と比較し、ゼロにする。

## 労働災害防止計画 (広島中央労働基準監督署)

### 1 第13次労働災害防止計画

#### 全産業





# 墜落制止用器具について

## 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！ ～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

### 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

#### 今回の改正のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (労働安全衛生法第36条)  
「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	→	墜落制止用器具	○には変更を制止する機能がないことから、改正後は○にのみ「墜落制止用器具」として認められることとなります。
① 胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）	
② 胴ベルト型（U字つり）	→	×	
③ ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）	

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります  
（労働安全衛生法第36条第2項）  
（ガイドライン第4条第1項）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の使用が困難な場合に限り、フルハーネス型以外の器具（高さ6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。  
以下の要領を行う労働者は、特別教育（字4分、5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。  
※ 高さ2m以下かつ足踏面によって作業面を確保することが困難な場合に限り、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る要領（ロープ支保具に係る要領を除く。）

3. 「安全衛生特別教育」が必須です  
（労働安全衛生法第36条第2項）  
（労働安全衛生法第36条第3項）  
（労働安全衛生法第36条第4項）  
（労働安全衛生法第36条第5項）  
（労働安全衛生法第36条第6項）  
（労働安全衛生法第36条第7項）  
（労働安全衛生法第36条第8項）  
（労働安全衛生法第36条第9項）  
（労働安全衛生法第36条第10項）  
（労働安全衛生法第36条第11項）  
（労働安全衛生法第36条第12項）  
（労働安全衛生法第36条第13項）  
（労働安全衛生法第36条第14項）  
（労働安全衛生法第36条第15項）  
（労働安全衛生法第36条第16項）  
（労働安全衛生法第36条第17項）  
（労働安全衛生法第36条第18項）  
（労働安全衛生法第36条第19項）  
（労働安全衛生法第36条第20項）  
（労働安全衛生法第36条第21項）  
（労働安全衛生法第36条第22項）  
（労働安全衛生法第36条第23項）  
（労働安全衛生法第36条第24項）  
（労働安全衛生法第36条第25項）  
（労働安全衛生法第36条第26項）  
（労働安全衛生法第36条第27項）  
（労働安全衛生法第36条第28項）  
（労働安全衛生法第36条第29項）  
（労働安全衛生法第36条第30項）  
（労働安全衛生法第36条第31項）  
（労働安全衛生法第36条第32項）  
（労働安全衛生法第36条第33項）  
（労働安全衛生法第36条第34項）  
（労働安全衛生法第36条第35項）  
（労働安全衛生法第36条第36項）  
（労働安全衛生法第36条第37項）  
（労働安全衛生法第36条第38項）  
（労働安全衛生法第36条第39項）  
（労働安全衛生法第36条第40項）  
（労働安全衛生法第36条第41項）  
（労働安全衛生法第36条第42項）  
（労働安全衛生法第36条第43項）  
（労働安全衛生法第36条第44項）  
（労働安全衛生法第36条第45項）  
（労働安全衛生法第36条第46項）  
（労働安全衛生法第36条第47項）  
（労働安全衛生法第36条第48項）  
（労働安全衛生法第36条第49項）  
（労働安全衛生法第36条第50項）  
（労働安全衛生法第36条第51項）  
（労働安全衛生法第36条第52項）  
（労働安全衛生法第36条第53項）  
（労働安全衛生法第36条第54項）  
（労働安全衛生法第36条第55項）  
（労働安全衛生法第36条第56項）  
（労働安全衛生法第36条第57項）  
（労働安全衛生法第36条第58項）  
（労働安全衛生法第36条第59項）  
（労働安全衛生法第36条第60項）  
（労働安全衛生法第36条第61項）  
（労働安全衛生法第36条第62項）  
（労働安全衛生法第36条第63項）  
（労働安全衛生法第36条第64項）  
（労働安全衛生法第36条第65項）  
（労働安全衛生法第36条第66項）  
（労働安全衛生法第36条第67項）  
（労働安全衛生法第36条第68項）  
（労働安全衛生法第36条第69項）  
（労働安全衛生法第36条第70項）  
（労働安全衛生法第36条第71項）  
（労働安全衛生法第36条第72項）  
（労働安全衛生法第36条第73項）  
（労働安全衛生法第36条第74項）  
（労働安全衛生法第36条第75項）  
（労働安全衛生法第36条第76項）  
（労働安全衛生法第36条第77項）  
（労働安全衛生法第36条第78項）  
（労働安全衛生法第36条第79項）  
（労働安全衛生法第36条第80項）  
（労働安全衛生法第36条第81項）  
（労働安全衛生法第36条第82項）  
（労働安全衛生法第36条第83項）  
（労働安全衛生法第36条第84項）  
（労働安全衛生法第36条第85項）  
（労働安全衛生法第36条第86項）  
（労働安全衛生法第36条第87項）  
（労働安全衛生法第36条第88項）  
（労働安全衛生法第36条第89項）  
（労働安全衛生法第36条第90項）  
（労働安全衛生法第36条第91項）  
（労働安全衛生法第36条第92項）  
（労働安全衛生法第36条第93項）  
（労働安全衛生法第36条第94項）  
（労働安全衛生法第36条第95項）  
（労働安全衛生法第36条第96項）  
（労働安全衛生法第36条第97項）  
（労働安全衛生法第36条第98項）  
（労働安全衛生法第36条第99項）  
（労働安全衛生法第36条第100項）

改正等について P2～  
ガイドラインについて P4～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### 法令等の改正について

【改正の目的】  
建設業の高所作業において使用される安全帯は、墜落制止用の機能や衝撃等の圧迫による危険性が指摘されており、従って胴ベルト型の使用は必要と認められています。また、胴ベルト型では、肩ベルト、腰ベルト、膝ベルトの4種類の構造からなる安全帯が採用されています。このため、厚生労働省では、従前の安全帯の使用の妨げについて検討を行う専門家会議を開催し、その結果に基づき、安全帯の名称を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、安全帯の構造や使用上の注意を定めることにより、安全な使用のためのガイドラインも策定しています。  
なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019年（平成31年）1月25日に告示されました。

#### 「墜落制止用器具」への名称変更（労働安全衛生法第36条）

労働安全衛生法第36条第3項を改正し、「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

#### 墜落による危険の防止（労働安全衛生法第130条の5等）

労働安全衛生法第130条の5を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落制止用器具」と改め、そのうち「胴ベルト型」に限定して「安全帯」として使用を認めます。また、本改正で「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみであり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

### 特別教育（労働安全衛生法第36条、労働安全衛生法第130条）

労働安全衛生法第36条第2項の特別教育の対象となる労働者とは、7mが2メートル以上の高さで作業を行うこととなる労働者（※）において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを着用して行う作業に係る要領（ロープ支保具に係る要領を除く。）及びガイドラインを、労働安全衛生法第130条第5項の特別教育の対象となる労働者（※）に対して、下記1～Vの科目（学4分、5時間、実技1.5時間）を受講する必要がありますが、原則として、以下の場合は一部の科目を受講することができません。

- 【受講を省略できる条件】
- フルハーネス型墜落制止用器具の使用に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記①の科目を受講することが省略できます。
  - ① 適用ガイドラインにおいて、この適用フルハーネス型を使用して行う作業に係る要領に必要とされる事項、上・下・昇・降を省略できます。
  - ② 1本の適用フルハーネス型を用いて行う作業に係る要領に必要とされる事項、上・下・昇・降を省略できます。
  - ③ ロープ支保具特別教育受講者又は足場の組立等特別教育受講者、且足場受講者です。
- なお、適用日（2019年（平成31年）1月1日）以前に、改正労働安全衛生法第36条第2項の特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以後に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容	科目	時間
I 作業に関する事項	① 作業に係る要領の理解、確認及び適切な方法の適用に関する知識及び経験の取得 ② 作業の方法	1時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型）に関する事項	① 墜落制止用器具のフルハーネス型の構造及び使用の方法 ② 墜落制止用器具のフルハーネス型の構造及び使用の方法 ③ 墜落制止用器具のフルハーネス型の構造及び使用の方法	2時間
III 労働者の墜落防止に関する事項	① 墜落による危険の防止のための要領 ② 墜落による危険の防止のための要領 ③ 墜落による危険の防止のための要領	1時間
IV 墜落防止	① 墜落防止に関する要領の理解 ② 墜落防止に関する要領の理解	0.5時間
V 墜落制止用器具の使用に関する事項	① 墜落制止用器具のフルハーネス型の構造及び使用の方法 ② 墜落制止用器具のフルハーネス型の構造及び使用の方法 ③ 墜落制止用器具のフルハーネス型の構造及び使用の方法	1.5時間

### ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一連の安全対策の推進を図ると、今回の「安全帯に関する規制の見直し等」を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

#### ※ ガイドラインの全文は「P4」に掲載されています。

#### 適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

#### 用語

- **自由落下距離**  
作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備の高さまでの長さ（右図のA）。
- **落下距離**  
作業者の墜落を制止するとともに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等による自由落下距離を加えたものをいう。（右図のB）
- **着目距離**  
鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。
- **水平距離**  
水平方向に設置するロープ等による取付設備。
- **ワークポジショニング作業**  
ロープ等の力により、シフト状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

### 要領性墜落制止用器具の選定

● 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要領性墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019年（平成31年）1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号）」がガイドラインに組み込まれています。

#### 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 実作業に際しては、このガイドラインを参考にしてください。

#### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業高さがない箇所又は作業高さの低い箇所を除き、開口部で高い作業等の危険が認められる場所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の適用者が地面に到達するおそれのある場合（高さ6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

#### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその保護設備の重量の合計に耐えることとされなければなりません。（85kg用又は100kg用、積込量を除く。）

#### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種類を選定

高さ6.75m以上の作業高さにおいて作業を行う場合は、第一種ショックアブソーバを選定します。積込量立作業等において、足下にフック等をつけて作業を行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（積込量立作業等を行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを使用します。）

#### 第一種ショックアブソーバ（積込量立作業）

積込量立作業を行う場合は、第一種ショックアブソーバを使用します。

#### 第二種ショックアブソーバ（積込量立作業）

積込量立作業を行う場合は、第二種ショックアブソーバを使用します。



# 移動式クレーン構造規格の改正

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

## 荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」(平成7年労働省告示第135号)が改正されましたので、ご留意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について(限界状態設計法の追加)
- ③ 前方安定度の計算式について(計算式の変更)
- ④ その他(穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など)

### ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。(第27条)

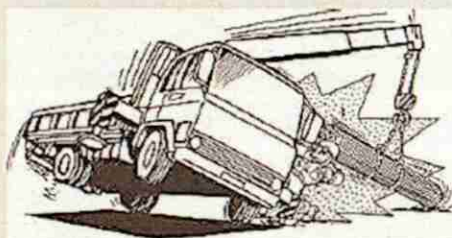
**対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さがある移動式クレーン**

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。**

＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

- ※1 定格荷重制限装置  
定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置
- ※2 定格荷重指示装置  
定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



ご不明の点がありましたら、お近くの都道府県建設局・労働基準監督署までお問い合わせ下さい。



③

前方安定度<sup>※5</sup>の計算式について、国際基準や国内基準との整合性を図るために計算式を変更しました。(第14条)

なお、改正後も、「クレーン等安全規則第55条」等に基づき、定格荷重の1.27倍に相当する荷をつって行う安定度試験に合格する等の必要があります。

$$\text{【旧】 } \frac{M_p + M_a + M_o}{M_p + M_a} \geq 1.15 \quad \rightarrow \quad \text{【新】 } M_t \geq 1.25M_a + 0.1M_p$$

$M_p$  : ジブの質量のうち先端部等価質量<sup>※6</sup>     $M_a$  : 定格荷重とつり具の質量の和 (定格総荷重)  
 $M_o$  : 安定余裕荷重 ( $M_t - M_a$ )             $M_t$  : 安定限界総荷重<sup>※7</sup>

#### <経過措置>

- 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。
- 上記以外の移動式クレーンで平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン(旧規格に適合するものに限る。)と同一の設計により平成31年9月1日前に製造された移動式クレーンの前方安定度の値については、なお従前の例によります。

※5 前方安定度  
荷をつった側における移動式クレーンの安定度

※6 先端部等価質量  
ジブを重心から先端側と根本側に二分したときの先端側の質量

※7 安定限界総荷重  
移動式クレーンが転倒に至る荷の質量

28

④  
その他

移動式クレーン構造規格について、穴あけの方法についての性能規定化(第39条)、最新の日本工業規格への整合化(第1条、第4条、第25条)、国際規格に適合した機械の適用除外(第45条)について改正されたほか、以下の構造規格についても同様に改正されました。

- クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格(昭和47年労働省告示第81号)
- エレベーター構造規格(平成5年労働省告示第91号)
- ゴンドラ構造規格(平成6年労働省告示第26号)
- クレーン構造規格(平成7年労働省告示第134号)

29

## 令和2年度既存不適合機械等更新支援補助事業

全ての業種の中小企業・個人事業者が対象です。

「フルハーネス型安全帯」、「移動式クレーン過負荷防止装置」  
買換・改修の補助金

申請しやすくなりました!!

メーカー推奨フルハーネスの品数が大幅に増えました!!

令和2年度

# 第1回補助金申請 受付開始

Web申請期間: 4月24日(金)~6月8日(月)

\*第2回公募: 7月下旬予定(年2回実施)

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/files/leaflet.pdf>

30

## フルハーネス型安全帯・ 移動式クレーン過負荷防止装置の買換等支援!!

間接補助金申請

「建設業労働災害防止協会」(建災防)は、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の改修・買換経費に補助金を交付します。

なお、予算額を上回る申請があった場合、予算の範囲内で加点合計の高い順に交付決定されますが、その詳細は、建災防ホームページをご覧ください。

### 補助金受給者の声(フルハーネス)

買換が遅れていたが、補助金によってメーカー推奨品フルハーネスを全従業員に支給できた。(建設業大分県、約30人)

高層ビルの窓清掃だけでなく、貯水槽管理作業の安全対策にも活用できた。(ビルメンテナンス業 岐阜県、約40人)

補助金によって、墜落災害防止対策を考えなければならなかった。(建設業 長野県、一人の方)

古い安全帯を買い換えるきっかけになった。(建設業 岐阜県、一人の方)

#### ※注意事項

1. 申請は、建災防ホームページより「Web申請(電子申請)」様、返信E-mailに表示されている「申請番号」を記入した「申請書第一式」を14日以内に郵送してください。

2. フルハーネス型安全帯(追加安全装置含む)の申請金額が20万円未満の場合は、「登録支援小売店」に申請を依頼してください。

3. 購入等は、「補助金交付決定通知書」に記載されている「交付決定日」後に行ってください。これより前に行った場合は、補助金の交付が受けられません。

詳細は、建災防ホームページをご覧ください!  
<https://www.kensaibou.or.jp/>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
 建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

31



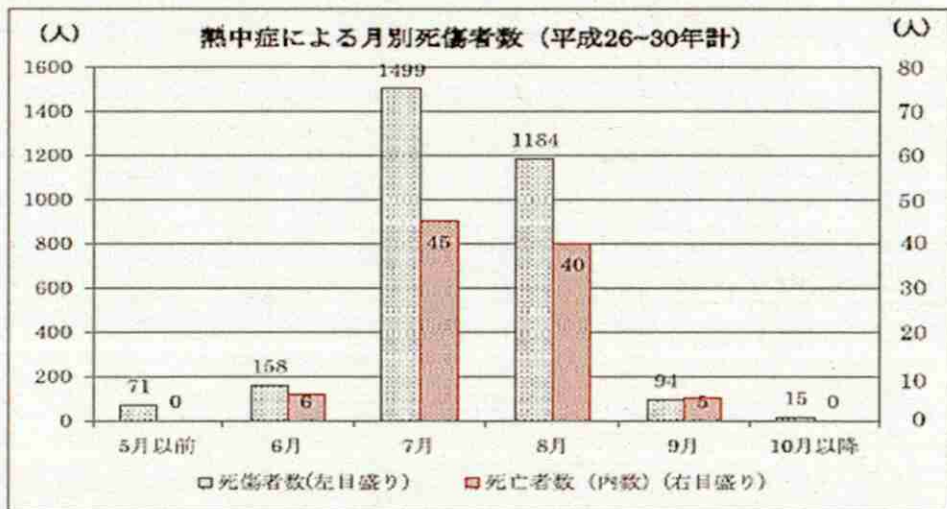






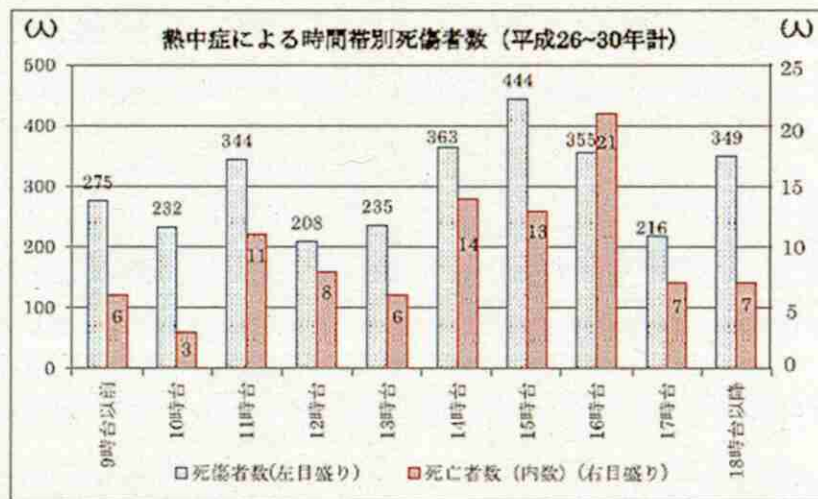


## 3 職場における熱中症について(全国)



40

## 4 職場における熱中症について(全国)



41

# STOP! 熱中症(クールワークキャンペーン)

## 1 クールワークキャンペーン

# STOP! 熱中症 令和2年5月~9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間: 令和2年5月1日から9月30日まで (準備期間4月、重点取組期間7月)



<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

# STOP! 熱中症 令和2年5月~9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

熱中症予防対策の徹底を図る	319 期指 [319 B 7922] に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるように作業計画を持つ作業計画を策定しましょう。
設備対策、休憩場所の確保の検討	熱中症の危険な箇所、遮るまたは冷却設備や風通しを確保するための設備を、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業現場の近くで涼風を確保した休憩場所や自販機などの冷たい飲み物を確保しましょう。
服装などの検討	透気性の高い作業着を準備して着させよう。身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討しましょう。
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
労働衛生管理体制の確立	安全管理者などを中心に、暑熱対策としての管理体制を整え、必要に応じて暑熱対策推進委員の設置を行います。
緊急事態の措置の徹底	体調不良時に迅速な対応や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【準備】暑さ指数計、中央空調設備の点検、健康診断実施禁止区域、熱中症対策事業計画の策定、暑熱対策推進委員の設置、林業、木材加工業の暑熱対策、一般社団法人日本労働安全協会(JALSA)の「熱中症対策」の活用、労働安全衛生法に基づく暑熱対策の推進、労働安全衛生法に基づく暑熱対策の推進、労働安全衛生法に基づく暑熱対策の推進

42

### キャンペーン期間 (5月1日~9月30日)

STEP 1 暑さ指数 (WBGT値) の把握  
7月5日開始に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- 暑さ指数を下げるための設備の点検
- 休憩場所の整備
- 涼しい服装など
- 作業時間の短縮
- 熱への慣化
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく結果
- 自販機の設置など
- 労働者の健康状態の確認

STEP 3 熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、速報などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の把握状況を把握して確認し、必要に応じて対策を行いましょう。
- 暑さ指数が危険なレベルに達した場合、暑さ指数計を点検し、作業の中止、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分の摂取を促しましょう。
- 各自が、体調不良、体調不良、自販機の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 閉鎖空間は換気や冷却設備が適切に稼働していることを確認し、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも再度暑熱対策を促すため、積極的に暑熱対策を促しましょう。

重点取組期間 (7月1日~7月31日)

暑さ指数の把握状況を把握して確認し、必要に応じて対策を行いましょう。

暑さ指数が危険なレベルに達した場合、暑さ指数計を点検し、作業の中止、休憩時間の確保を徹底しましょう。

水分、塩分の摂取を促しましょう。

各自が、体調不良、体調不良、自販機の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。

閉鎖空間は換気や冷却設備が適切に稼働していることを確認し、重点的に教育を行いましょう。

少しでも再度暑熱対策を促すため、積極的に暑熱対策を促しましょう。

43











# 労働災害が発生したら

## 1 労働災害が発生したら

労働者が労働災害等により**死亡又は休業した場合**は、遅滞なく労働者死傷病報告(休業4日以上は安衛則様式第23号)を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています(労働安全衛生規則第97条1項)。

労働者死傷病報告を提出しなかったり、虚偽報告を行った場合「**労災かくし**」として、厳しい処分を受けることがあるので注意!!  
所轄の労働基準監督署とは、事業場や建設現場を管轄する監督署である。



休業4日以上の様式

# 労働災害が発生したら

## 2 建設現場で下請の労働者が被災したら

- 元方事業者の労働保険番号
- 被災者が所属する事業場の名称
- 災害が発生した工事名称
- 元方事業者の事業場名
- 被災者が所属する事業場の所在地
- 被災者が所属する事業場の事業者

# 労働災害・事故が発生したら

## 3 爆発、クレーンの転倒等の事故が発生したら

爆発や火災、クレーンのワイヤーロープの切断や転倒等の特別な事故については、**負傷者の有無に関わらず事故報告書の提出が必要**である(労働安全衛生規則第96条)。(上記のほか、遠心機械、研削といし等の破裂、建築物の倒壊、第二種圧力容器の破裂、エレベーター等の搬器の墜落等が報告対象である。)



# 労働災害が発生したら

## 4 重大な労働災害・事故が発生したら



**死亡や重い後遺症が予想されるような重篤な災害、有害物による中毒等の特殊な災害、一時に3人以上が被災するような重大災害が発生した場合には、直ちに(夜間、休日を含む)所轄監督署に電話で速報してください。**

(災害等発生時は混乱しますので、あらかじめ緊急連絡表を掲示する等の準備をお願いします。)

交通事故等のように死亡・重大災害等が事業場の外の場所で発生した場合には、災害事故発生地を管轄する労働基準監督署に電話速報を励行してください。

**事故報告対象事案**についても、電話速報してください。



# 新型コロナウイルス感染症

## 1 感染拡大防止

厚生労働省 労働安全衛生局 労働安全衛生課

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の取組の目安として作成されています。状況に応じて必要に応じて追加の対策を講ずることがあります。また、このチェックリストは、労働安全衛生法に基づいて作成されています。労働安全衛生法に基づいて作成されたものについては、労働安全衛生法に基づいて作成されています。労働安全衛生法に基づいて作成されたものについては、労働安全衛生法に基づいて作成されています。

項目	確認
1 感染防止のための基本的対策	
(1) 感染防止のための3つの基本	①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い
①人との間隔は、できる限り2m（最低1m）開ける。	はい/いいえ
②会話をする際は、可能な限り正面を向けることを求める。	はい/いいえ
③外出時、屋内にいるときや会話をすると、マスクを着用する。	はい/いいえ
④手洗いは20秒程度かけて流水で洗い流すこと（手消毒薬の使用も可）	はい/いいえ
(2) 3つの原則の徹底	
①出勤前の検温	はい/いいえ
②出勤時の検温	はい/いいえ
③出勤後の検温	はい/いいえ
(3) 日常の健康状態の確認	
①出勤前の検温	はい/いいえ
②出勤時の検温	はい/いいえ
③出勤後の検温	はい/いいえ
(4) 一般的な健康確保	
①身体的健康確保	はい/いいえ
②精神的健康確保	はい/いいえ
③社会的健康確保	はい/いいえ

項目	確認
2 感染拡大防止のための対策	
(1) 感染拡大防止のための対策	
①感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
②感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
③感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
(2) 感染拡大防止のための対策	
①感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
②感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
③感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
(3) 感染拡大防止のための対策	
①感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
②感染拡大防止のための対策	はい/いいえ
③感染拡大防止のための対策	はい/いいえ

### 「新しい生活様式」の実践例

**(1) 一人ひとりの基本的感染対策**

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できる限り2m（最低1m）開ける。
- 道幅が狭い場合は、可能な限り正面を向ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をすると、マスクを着用する。
- 手洗いは20秒程度かけて流水で洗い流すこと（手消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際は、体調管理をより厳重にする。

**移動に関する感染対策**

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 乗車や飛行はひかえめに。必要は必ずしも必要ない場合に、乗車や飛行はひかえめに。必要は必ずしも必要ない場合に、乗車や飛行はひかえめに。
- 地域の感染状況に注意する。

**(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式**

- 家内に多量に換気を行う。
- 定期的な検温。
- 定期的な検温。
- 定期的な検温。

**(3) 日常生活の各場面別の生活様式**

**買い物**

- 店舗も利用
- 1人または少数で済ませる
- 電子決済の利用
- 計測が多たてを要する場合は、事前に検温する
- レジに並ぶときは、前後にスペース

**通勤、スロースペース**

- 通勤はすいた時間、場所を選ぶ
- 通勤はすいた時間、場所を選ぶ
- 通勤はすいた時間、場所を選ぶ

**公共交通機関の利用**

- 会話の代わりに、混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も使用する

**食事**

- 持ち帰りや外食、デリバリーも
- 大皿は避けて、料理は器々に
- 料理に集中、おしゃべりは控える
- お飲、グラスやお酒口の飲み方は避けて

**送迎業務などの接客業務**

- 多人数での会話は避けて
- 乗車や乗客の乗降は参加しない

**(4) 働き方の新しいスタイル**

- テレワークやローテーション勤務
- リモートワークやテレワーク
- リモートワークやテレワーク

項目	確認
(5) 近所での会話や見守りの抑制	
①近所での会話や見守りの抑制	はい/いいえ
②近所での会話や見守りの抑制	はい/いいえ
③近所での会話や見守りの抑制	はい/いいえ
(6) トイレの清掃等について	
①トイレの清掃等について	はい/いいえ
②トイレの清掃等について	はい/いいえ
③トイレの清掃等について	はい/いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について	
①休憩スペース等の利用について	はい/いいえ
②休憩スペース等の利用について	はい/いいえ
③休憩スペース等の利用について	はい/いいえ
(8) ゴミの廃棄について	
①ゴミの廃棄について	はい/いいえ
②ゴミの廃棄について	はい/いいえ
③ゴミの廃棄について	はい/いいえ
3 高熱症状が出た場合等の対応	
①高熱症状が出た場合等の対応	はい/いいえ
②高熱症状が出た場合等の対応	はい/いいえ
③高熱症状が出た場合等の対応	はい/いいえ

項目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」）が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の確保	
①陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の確保	はい/いいえ
②陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の確保	はい/いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応	
①陽性者等が出た場合の対応	はい/いいえ
②陽性者等が出た場合の対応	はい/いいえ
③陽性者等が出た場合の対応	はい/いいえ
(3) その他の対応	
①その他の対応	はい/いいえ
②その他の対応	はい/いいえ
③その他の対応	はい/いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
①感染防止に向けた行動変容	はい/いいえ
②感染防止に向けた行動変容	はい/いいえ
③感染防止に向けた行動変容	はい/いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働安全衛生局労働安全衛生課にお問い合わせください。

# 新型コロナウイルス感染症

## 2 労働者死傷病報告

新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いします。事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）

- (1) 労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
  - (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
  - (3) 労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- ※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。



